

議案第66号

南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例

南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

○ 平成29年11月28日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

○ 特別職の職員で常勤のものゝ期末手当支給条例の一部を改正する条例を踏まえ、改正する必要があるため提案する。

## 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例

南風原町議会議員期末手当支給条例（昭和47年南風原村条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の145」を「100分の157.5」に、「100分の165」を「100分の172.5」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （期末手当についての特例措置）

2 平成29年12月に支給する期末手当については、改正後の南風原町議会議員期末手当支給条例第2条の規定にかかわらず、同条中「100分の172.5」とあるのは「100分の185」とする。